

## 【参考】介護保険事業計画策定(委員の皆様にご討議いただくもの)のイメージ

- 事務局（保健福祉課）では、国・県から示された法令の改正や目標を考慮のうえ、将来の人口・高齢化予想や過去の介護保険の利用状況などをもとに、第10期（令和9～11年度）で確保すべきサービスの種類や量・金額、必要な介護保険料（市内の65歳以上の第1号被保険者から納付いただくもの）などを見つくり、素案を作ります。
- 介護保険事業計画とあわせて、高齢者全体の老人福祉計画作成を行います。
- 提示された素案を、市民の代表として皆様に審議・検討いただくことで練り上げ、最終案を市長に意見具申していただきます。

## 介護保険事業(支援)計画について

- 保険給付の円滑な実施のため、3年間を1期とする介護保険事業（支援）計画を策定している。

### 国の基本指針(法第116条、9期指針：令和6年厚生労働省告示第18号)

- 介護保険法第116条第1項に基づき、地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律に規定する総合確保方針に即して、国が介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を確保するための基本指針を定める
- ※市町村等が介護サービス量を見込むに当たり参酌する標準を示す

### 市町村介護保険事業計画(法第117条)

- 区域（日常生活圏域）の設定
- 各年度における種類ごとの介護サービス量の見込み（区域毎）
- 各年度における必要定員総数（区域毎）  
※認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護
- 各年度における地域支援事業の量の見込み
- 介護予防・重度化防止等の取組内容及び目標
- その他の事項

### 保険料の設定等

- 保険料の設定
- 市町村長は、地域密着型の施設等について、必要定員総数を超える場合に、指定をしないことができる。

### 都道府県介護保険事業支援計画(法第118条)

- 区域（老人福祉圏域）の設定
- 市町村の計画を踏まえて、介護サービス量の見込み（区域毎）
- 各年度における必要定員総数（区域毎）  
※介護保険施設、介護専用型特定施設入居者生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護  
※混合型特定施設に係る必要定員総数を設定することもできる（任意）
- 市町村が行う介護予防・重度化防止等の支援内容及び目標
- その他の事項

### 基盤整備

- 都道府県知事は、介護保険施設等について、必要定員総数を超える場合に、指定等をしないことができる。

- ◇介護保険の保険者として市町村が今後3年間および長期的な推計（自然体推計：高齢者人口・認定率、利用率等）を行い、地域の状況（高齢者実態調査、地域ケア会議、サービス提供体制、9期の評価分析、事業者の意向等）に市施策の視点を加えて素案とし、本委員会においては、**どのような保険料水準でどのようなサービス水準を目指すのか**検討協議いただき、パブリックコメントを経て合意形成のうえで最終案としていきます。

# 資料 2-1

## 第 10 期介護保険事業計画（令和 9 ～ 11 年度）策定の推進日程案

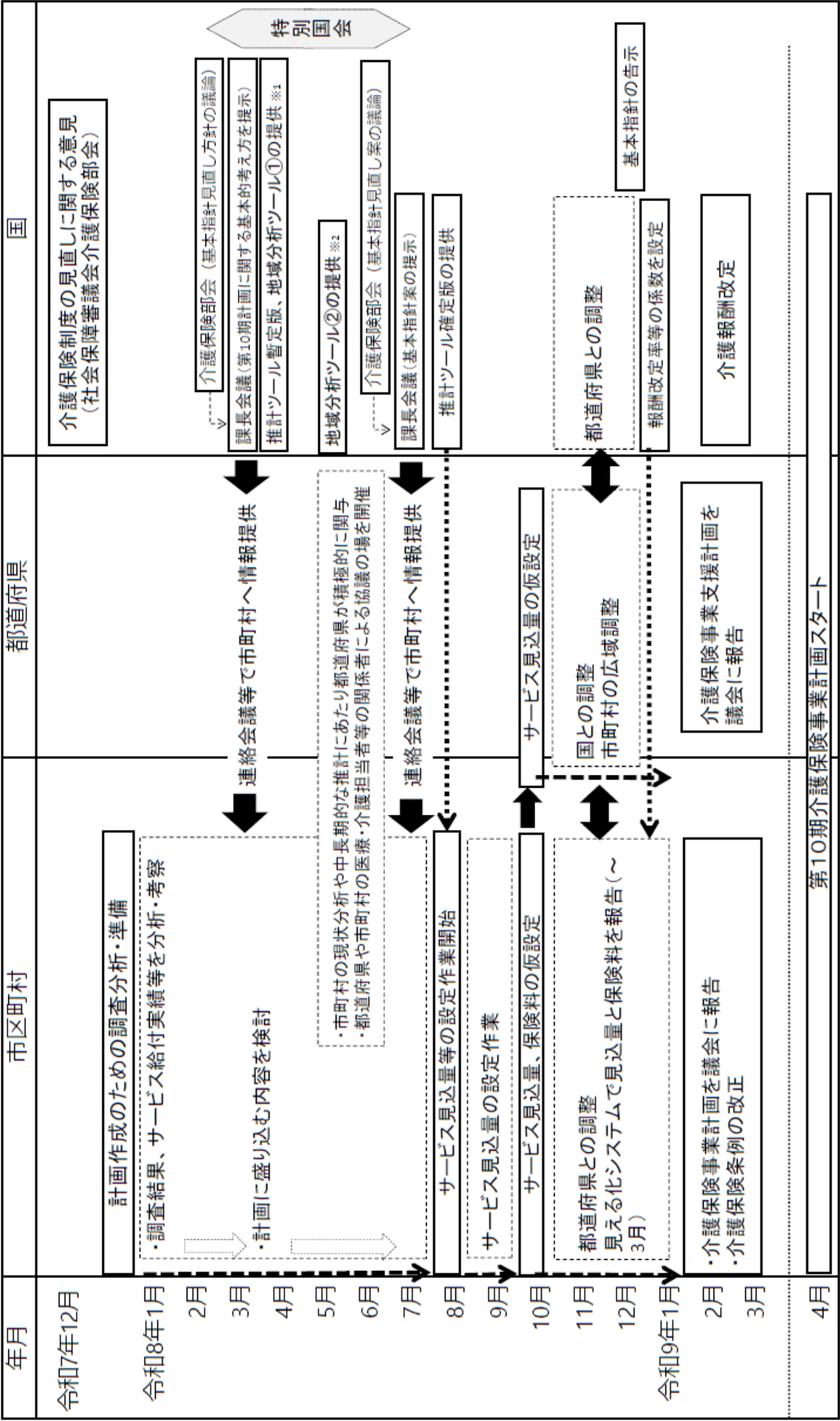
### 及び 運 営 協 議 会 開 催 予 定

（委員任期：令和 7 年 4 月 1 日～令和 10 年 3 月 31 日まで）

R8. 8. 25 現在予定

| 開催日                        | 協 議 内 容 等                                                                                                                                                                                                                    | 庁内作業等                              |
|----------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------|
| 第 1 回<br>R7. 8 月           | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 介護保険運営協議会について</li> <li>・ 役員選任</li> <li>・ スケジュールについて</li> <li>・ 老人福祉計画について</li> <li>・ 介護保険事業計画について</li> </ul>                                                                        |                                    |
| 第 2 回<br>R8. 8. 25         | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 老人福祉計画及び第 10 期介護保険事業計画策定について</li> <li>策定スケジュール</li> <li>第 9 期の中間総括</li> <li>高齢者実態調査等の報告</li> <li>意見交換</li> </ul> 等                                                                  | 調査集計<br>資料作成 等                     |
| 第 3 回<br>R8. 10 月～<br>11 月 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 老人福祉計画及び第 10 期介護保険事業計画策定について</li> <li>老人福祉計画及び介護保険事業計画（素案）の検討協議</li> <li>第 1 章 現状分析と将来推計</li> <li>第 2 章 施策の展開</li> <li>第 3 章 サービス量の見込み</li> <li>介護保険給付費見込に伴う保険料についての検討</li> </ul> 等 | 調査分析<br>素案の作成<br>数値推計検討<br>介護保険料試算 |
| 第 4 回<br>R8. 12 月          | 第 3 回の意見・修正の確認、協議継続、再試算の確認 等<br>→ パブリックコメント案の確定                                                                                                                                                                              | 委員会意見反映<br>国指針等を受けた再試算             |
| R8. 12 月～<br>R9. 1 月       | パブリックコメントの実施（1 カ月）                                                                                                                                                                                                           | パブリックコメント実施                        |
| 第 5 回<br>R9. 1 月           | パブリックコメントへの対応の検討、確認<br>計画及び介護保険料の最終調整                                                                                                                                                                                        | 最終計画案調整                            |
| R9. 2 月                    | 老人福祉計画及び第 10 期介護保険事業計画を市長へ意見具申                                                                                                                                                                                               | 確定版準備<br>日程調整<br>条例改正案作成           |
| R9. 3 月                    | 老人福祉計画及び第 10 期介護保険事業計画を市議会報告<br>3 月市議会にて介護保険条例改正案の審議                                                                                                                                                                         | 市議会全員協議<br>会報告<br>条例改正案委員会付託、議決へ   |
| 第 6 回<br>R9 年度中            | 第 9 期総括及び令和 8 年度事業報告                                                                                                                                                                                                         |                                    |

現段階における、第10期介護保険事業計画の作成に向けたスケジュール



※1 500mメッシュ別人口データ (年代別、2050年まで5年刻み) を地図上に表示する機能の追加。  
※2 各市町村の「地域の概況」、「サービス提供体制」、「医療介護連携」に関連する主な指標を対全国比の偏差値として算出し、レーダーチャートで表示する機能の追加。

## 第10期介護保険事業（支援）計画の基本指針（大臣告示）のポイント（案）

- 2040年にかけて地域のサービス需要が変化していく中で、第10期介護保険事業（支援）計画から、都道府県が積極的に関与しながら、2040年等の中長期の介護サービス見込量を見据えて策定していくことが更に重要となる。
- その際、「中山間・人口減少地域対応」「高齢者向け住まい」「人材確保、生産性向上・経営改善支援」等について、第9期までの取組を前提に、第10期計画における位置付けを明確化した上で、必要な取組を進めることが必要。

### 見直しのポイント（案）

#### ○介護サービス基盤の計画的な整備

- ① 介護保険事業（支援）計画の策定
  - ・ 中長期的な地域の人口動態や介護ニーズの見込み等を適切に捉えて、都道府県と市町村が2040年度を見据えた中長期的な推計を実施し、共通の課題認識を持った上で、地域の関係者を含めてサービス提供体制の在り方を検討。
  - ・ 計画策定における都道府県との関係強化等のため、計画の策定過程における議論のプロセスを整理。
  - ・ 計画策定に当たって都道府県・市町村や関係者が確認すべき指標や状況の提示等により、地域の現状把握・分析や計画策定を支援。
- ② 地域の実情に応じたサービス提供体制の構築
  - ・ 地域の類型（中山間・人口減少地域、大都市、一般市等）を念頭に置いた計画策定。中山間・人口減少地域において  
は、関係者の意見を聞きながら、必要な対応（人材確保や生産性向上等の施策、新たな類型を含む特例介護サービスの活用等）について議論。
  - ・ 医療との連携状況や有料老人ホーム等の高齢者向け住まいの入居の状況等を踏まえたサービス提供体制の構築。

#### ○地域包括ケアシステムの深化

- ① 総合事業の多様なサービス・活動の充実に向け、多様な主体とのつながりづくり等の更なる支援や質の向上を図るための分析・評価等を推進。
- ② 頼れる身寄りがいない高齢者等の生活ニーズを地域課題として解決するため、関係者を含めて地域全体で対応を協議し、切れ目のない支援が提供される地域づくりを推進。
- ③ 認知症基本法及び認知症施策推進基本計画を踏まえた取組の推進。

#### ○介護人材確保と職場環境改善に向けた生産性向上、経営改善支援等

- ① 都道府県が主体となって介護人材確保に関するプラットフォームを構築するとともに、生産性向上等の取組の促進を図るための協議会を設置し、地域の関係者が協働して課題解決に向けた実践的な取組を推進。
- ② テクノロジーの更なる活用等による生産性向上や、協働化・大規模化の推進等による経営基盤の強化等を推進。